

# 伊勢市公報

第424号  
令和5年7月5日  
水曜日

## 目次

	頁
<b>条 例</b>	
○ 伊勢市市税条例の一部を改正する条例	2
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市子ども・子育て支援事業計画策定業務受託者選定委員会規則	8
○ 伊勢市契約規則の一部を改正する規則	10
<b>公平委員会規則</b>	
○ 伊勢市管理職員等の範囲に関する規則の一部を改正する規則	18
<b>病院事業管理規程</b>	
○ 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程及び市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程	20
<b>告 示</b>	
○ 令和4年度下半期の伊勢市病院事業、水道事業及び下水道事業の業務の状況について	24
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	42
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	44
○ 地籍調査の実施について	46
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	47
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	48
<b>公 告</b>	
○ 公売公告兼見積価額公告	49
○ 公売公告兼見積価額公告	56
<b>消防本部公告</b>	
○ 指定催しの指定について	64

伊勢市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市条例第24号

### 伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定

を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

19 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条の2第4項及び附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定（この条例による改正後の伊勢市市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2第4項及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の伊勢市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき伊勢市市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和

6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

伊勢市子ども・子育て支援事業計画策定業務受託者選定委員会規則をこ

こに公布する。

令和5年6月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第48号

伊勢市子ども・子育て支援事業計画策定業務受託者選定委員会規則

(設置)

第1条 伊勢市附属機関条例(平成29年伊勢市条例第2号)第2条第2項の規定により、伊勢市子ども・子育て支援事業計画策定業務を行う事業者の選定に係る委員会として、伊勢市子ども・子育て支援事業計画策定業務受託者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

(委員長及び副委員長)

第2条 選定委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、選定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第3条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 選定委員会の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第4条 選定委員会の庶務は、健康福祉部子育て応援課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月30日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 伊勢市規則第 49 号

### 伊勢市契約規則の一部を改正する規則

伊勢市契約規則（平成 17 年伊勢市規則第 48 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「まって」を「待って」に改め、同条第 3 項中「の規定により、資格の審査をしたときは、前項の資格を有すると認めた者及び」を「又は第 2 項の規定による審査により適格者と認めた者及び第 1 項の」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、物品の売買及び賃貸並びに業務委託（建設工事、測量、建設コンサルタントその他の建設工事に係る業務委託を除く。）に係る一般競争入札に参加しようとする者（共同企業体を除く。）は、三重県市町総合事務組合に同項の申請をするものとし、当該申請に対する審査は、三重県市町総合事務組合が行うものとする。ただし、三重県市町総合事務組合が審査しない事項については、市長が審査を行う。

第 36 条第 5 項中「認めるときは」の次に「、完成認定書（様式第 3 号）」を加える。

様式第 3 号から様式第 5 号までを次のように改める。

# 完 成 認 定 書

受注者 氏名又は商号及び  
代表者氏名

工事（委託業務）番号  
及び工事（委託業務）名

工事（施行）場所

地内

請 負 代 金 額  
（ 業 務 委 託 料 ）

円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税額）

円

契 約 の 締 結

年

月

日

着 手

年

月

日

完 成 期 限

年

月

日

完 成

年

月

日

検 査 年 月 日

年

月

日

上記検査の結果完成したことを認定する。

年 月 日

検査職員 職 氏名

㊞

- (注) 1 この様式は、建設工事並びに建設工事に係る測量、調査及び設計についての標準様式であり、必要に応じて適宜、項目及び内容について追加し、又は変更することができるものとする。
- 2 本書は、2通作成し、1通は契約の相手方に交付し、1通は支出命令書に添付すること。

様式第4号（第36条関係）

その1

検 査 調 書			
		受注者	氏名又は商号及び 代表者氏名
業 務 名			
履 行 場 所			
契 約 金 額			
契 約 の 締 結		年	月 日
履 行 期 間	自	年	月 日
	至	年	月 日
履 行 を 完 了 し た 日		年	月 日
検 査 年 月 日		年	月 日
上記検査の結果履行を確認しました。			
	年	月	日
	検査職員 職 氏名		⑩

- (注) 1 この様式は、役務、委託等（工事に係るものを除く。）に使用すること。  
2 本書は、2通作成し、1通は契約の相手方に交付し、1通は支出命令書に添付すること。  
3 この様式によることが困難なものは、この様式に準じて作成すること。

その2

検 収 調 書				
受注者 氏名又は商号及び 代 表 者 氏 名				
品 名	品 質 規 格	数 量	単 位	摘 要
契約（発注）年月日	年 月 日	納 期 限	年 月 日	
納品を完了した日	年 月 日			
検 収 場 所				
検 収 年 月 日	年 月 日			
<p>上記のとおり検収しました。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">検収職員 職 氏名 <span style="float: right;">⑩</span></p>				

- (注) 1 この様式は、物品の購入、印刷物の請負等に使用すること。
- 2 本書は、2通作成し、1通は契約の相手方に交付し、1通は支出命令書に添付すること。
- 3 摘要欄は、必要により検収日、検収場所又は検収事項を記入すること。
- 4 この様式によることが困難なものは、この様式に準じて作成すること。

様式第5号（第36条関係）

（表）

<p>出 来 高 調 書</p> <p>受注者 氏名又は商号及び 代 表 者 氏 名</p> <p>工事番号及び工事名 工事場所 着 手 完成期限</p> <p style="text-align: right;">地内</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 年 月 日</p>			
	名 称	金 額	備 考
(1)	請負代金額	円	
(2)	出来高部分の請負代金額相当額		
(3)	(2)に $\frac{9}{10}$ を乗じた価格		
(4)	前金償却額		
(5)	出来高支払済額		第 回出来高支払済額 第 回 〃 第 回 〃 第 回 〃
(6)	今回請求額		
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">検査職員 職 氏名 <span style="float: right;">㊟</span></p>			

- (注) 1 工事関係以外は、本様式に準じて適宜作成のこと。  
 2 本書は、2通作成し、1通は契約の相手方に交付し、1通は支出命令書に添付すること。ただし、金額の欄は、必要部分のみ記入すること。



## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この規則による改正後の第 3 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後の一般競争入札資格者の名簿への登録に係る申請及び審査について適用し、同日前の一般競争入札資格者の名簿への登録に係る申請及び審査については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市契約規則様式第 4 号及び様式第 5 号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の伊勢市契約規則様式第 4 号及び様式第 5 号によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市管理職員等の範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公  
布する。

令和5年6月22日

伊勢市公平委員会委員長 齋藤 平

## 伊勢市公平委員会規則第1号

伊勢市管理職員等の範囲に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市管理職員等の範囲に関する規則（平成18年伊勢市公平委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の部内部部局の項中「、課長」を「、課長、センター長（子育て支援センター長を除く。）」に改め、「総務部収納推進課債権回収対策室長」の次に「及び健康福祉部福祉総務課臨時特別給付金室長」を加え、同表教育委員会の部事務局の項中「、室長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程及び市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年6月30日

伊勢市病院事業管理者 佐々木 昭人

## 伊勢市病院事業管理規程第6号

伊勢市病院企業職員の給与に関する規程及び市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部を改正する規程

(伊勢市病院企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 伊勢市病院企業職員の給与に関する規程(平成17年伊勢市病院事業管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

附則第12項の前の見出し中「新型コロナウイルス感染症」を「特定新型コロナウイルス感染症等」に改め、同項中「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)」を「特定新型コロナウイルス感染症等(新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型コロナウイルス感染症等で、当該新型コロナウイルス感染症等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの(管理者が定めるものに限る。)をいう。)」に、「次に掲げる」を「管理者が定める」に改め、同項各号を削る。

附則第13項中「3,000円(患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業等その他管理者がこれに準ずると認める作業等に従事した場合にあっては、4,000円)」を「1,500円(緊急に行われた措置に係る作業等であって、心身に著しい負担を与えると管理者が認めるものに従事した場合にあっては、4,000円)を超えない範囲内において、それぞれの作業等に応じて管理者が定める額」に改める。

附則第14項から附則第16項までを削る。

附則第17項の前の見出しを削り、同項を附則第14項とし、同項の前に見出しとして「(新型コロナウイルスワクチン集団接種業務従事手当)」を付する。

附則第18項を附則第15項とする。

附則第19項の前の見出し並びに同項及び附則第20項を削る。

(市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程の一部改正)

第2条 市立伊勢総合病院非常勤職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規程(令和2年伊勢市病院事業管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

附則第5項の前の見出し中「新型コロナウイルス感染症」を「特定新型コロナウイルス感染症等」に改め、同項中「新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。以下同じ。)」を「特定新型コロナウイルス感染症等(新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型コロナウイルス感染症等、当該新型コロナウイルス感染症等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの(管理者が定めるものに限る。)をいう。)」に、「次に掲げる」を「管理者が定める」に改め、同項各号を削る。

附則第6項中「3,000円(患者等の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業等その他管理者がこれに準ずると認める作業等に従事した場合にあっては、4,000円)」を「1,500円(緊急に行われた措置に係る作業等であって、心身に著しい負担を与えると管理者が認めるものに従事した場合にあっては、4,000円)を超えない範囲内において、それぞれの作業等に応じて管理者が定める額」に改める。

附則第7項から附則第9項までを削る。

附則第10項の前の見出しを削り、同項を附則第7項とし、同項の前に見出しとして「(新型コロナウイルスワクチン集団接種業務従事手当)」を付する。

附則第11項を附則第8項とする。

附則第12項から附則第14項までを削る。

附 則

この規程は、公表の日の翌日から施行する。

伊勢市告示第 133 号

令和 4 年度下半期の伊勢市病院事業、水道事業及び下水道事業の業務の状況について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 4 年 10 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの伊勢市病院事業、水道事業及び下水道事業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 5 年 6 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

## 令和4年度下半期伊勢市病院事業の業務状況

### 1. 事業の概況

#### (1) 業務状況

入院患者数は、前年同期比 8.0%増の 42,546 人（3年度下半期 39,396 人）、外来患者数は、前年同期比 1.7%減の 62,412 人（3年度下半期 63,523 人）、健診者数は、前年同期比 0.7%増の 7,874 人（3年度下半期 7,816 人）となりました。

#### (2) 収益的収支の状況（金額は消費税抜き）

総収益は 5,014,433 千円、総費用は 5,001,139 千円となり、当期純利益は 13,294 千円となりました。

収益の内訳は、医業収益 3,294,185 千円、健診収益 174,915 千円、医業外収益 1,545,333 千円（うち他会計負担金 178,441 千円、他会計補助金 366,506 千円）となっております。

費用の内訳は、医業費用 4,565,222 千円、健診費用 116,681 千円、医業外費用 319,236 千円となっております。

#### (3) 資本的収支の状況（金額は消費税込）

収入総額 404,537 千円、支出総額 603,397 千円の事業執行となりました。

収入の内訳は、負担金 226,294 千円、企業債 130,000 千円、寄附金 12,786 千円、基金繰入金 33,480 千円、投資償還金 1,977 千円となっております。

支出の内訳は、建設改良費 176,884 千円（資産購入費 176,884 千円）、企業債償還金 346,977 千円、投資 16,740 千円、基金積立金 62,796 千円となっております。

以上が令和4年度下半期の概要であります。

### 2. 職員に関する事項

（単位：人）

年月日	医師	医療 技術職	看護職	事務 その他	計	会計年度 任用職員	合計
5.3.31	56	90	245 (4)	29 (2)	420 (6)	174	594 (6)
4.9.30	56	93	252 (4)	30 (2)	431 (6)	172	603 (6)

\* ( ) は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す。

### 3. 経理の状況

令和 4年 4月 1日から

令和 5年 3月31日まで

#### (1) 令和 4年度伊勢市病院事業予算執行状況

(単位：円)

区 分	予算額 (A)	執行額 (B)	予算残額	B/A (%)
(収益的収入)				
病院事業収益	8,629,947,000	8,995,987,561	△366,040,561	104.2
医業収益	6,223,912,000	6,490,988,732	△267,076,732	104.3
健診収益	371,756,000	395,283,807	△23,527,807	106.3
医業外収益	2,034,179,000	2,109,715,022	△75,536,022	103.7
特別利益	100,000	0	100,000	0.0
(収益的支出)				
病院事業費用	8,656,731,000	8,594,996,738	61,734,262	99.3
医業費用	8,263,588,000	8,217,404,860	46,183,140	99.4
健診費用	222,990,000	219,354,948	3,635,052	98.4
医業外費用	169,053,000	158,166,385	10,886,615	93.6
特別損失	100,000	70,545	29,455	70.5
予備費	1,000,000	0	1,000,000	0.0
(資本的収入)				
資本的収入	577,140,000	569,300,000	7,840,000	98.6
負担金	384,294,000	384,294,000	0	100.0
企業債	130,000,000	130,000,000	0	100.0
寄附金	17,066,000	17,866,000	△800,000	104.7
基金繰入金	42,120,000	33,480,000	8,640,000	79.5
投資償還金	3,610,000	3,610,000	0	100.0
固定資産売却代金	50,000	50,000	0	100.0
(資本的支出)				
資本的支出	995,236,000	986,413,092	8,822,908	99.1
建設改良費	180,000,000	179,817,550	182,450	99.9
企業債償還金	693,872,000	693,871,542	458	100.0
投資	42,120,000	33,480,000	8,640,000	79.5
基金積立金	79,244,000	79,244,000	0	100.0

令和 4年 4月 1日から

令和 5年 3月31日まで

## (2) 令和 4年度伊勢市病院事業損益計算書

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
病院事業費用	8,679,441,219	病院事業収益	8,937,239,341
医業費用	8,078,397,276	医業収益	6,471,170,475
給与費	4,302,054,084	入院収益	4,460,076,884
材料費	1,401,331,602	外来収益	1,818,099,811
経費	1,336,228,829	他会計負担金	56,658,000
減価償却費	992,616,771	その他医業収益	136,335,780
資産減耗費	1,589,981	健診収益	359,377,569
研究研修費	44,576,009	健診収益	359,377,569
健診費用	214,839,933	医業外収益	2,106,691,297
給与費	147,169,129	他会計補助金	366,506,400
材料費	6,834,261	他会計負担金	485,783,000
経費	44,331,743	県補助金	753,112,348
減価償却費	16,504,800	国庫補助金	3,775,636
医業外費用	386,133,465	長期前受金戻入	462,666,942
支払利息及び 企業債取扱諸費	60,706,669	その他医業外収益	34,846,971
雑損失	290,106,442		
負担金	5,652,554		
医業外雑費	29,667,800		
特別損失	70,545		
固定資産売却損	70,545		
当期純利益	257,798,122		
合 計	8,937,239,341	合 計	8,937,239,341

令和 5年 3月31日

## (3) 令和 4 年度伊勢市病院事業貸借対照表

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	16,384,629,272	固定負債	12,158,084,151
有形固定資産	15,864,075,459	企業債	10,364,103,728
土地	1,572,578,736	建設改良等企業債	10,364,103,728
建物	12,588,711,881	引当金	1,793,980,423
減価償却累計額	△1,492,712,055	退職給付引当金	1,793,980,423
構築物	1,530,514,503	流動負債	1,845,373,198
減価償却累計額	△201,753,271	企業債	951,357,645
器械備品	5,336,762,195	建設改良等企業債	951,357,645
減価償却累計額	△3,472,377,387	未払金	645,001,655
車両	8,809,691	医業未払金	528,341,955
減価償却累計額	△6,458,834	未払消費税	2,641,400
無形固定資産	3,562,685	その他未払金	114,018,300
電話加入権	3,562,685	引当金	246,324,000
投資その他の資産	516,991,128	賞与引当金	206,446,000
長期貸付金	320,135,000	法定福利費引当金	39,878,000
基金	196,856,128	その他流動負債	2,689,898
流動資産	2,808,766,458	預り金	1,689,898
現金預金	1,247,043,357	預り保証金	1,000,000
現金	1,285,000	繰延収益	1,448,116,618
預金	1,245,758,357	長期前受金	3,759,893,672
未収金	1,488,252,095	長期前受金収益化累計額	△2,311,777,054
医業未収金	1,171,739,585	資本金	4,254,000,000
医業外未収金	412,676,486	剰余金	△512,178,237
貸倒引当金	△96,163,976	資本剰余金	1,052,101,966
貯蔵品	73,471,006	受贈財産評価額	141,807,695
薬品	17,790,455	他会計補助金	89,845,648
診療材料	53,155,649	工事負担金	53,395,358
その他貯蔵品	2,524,902	寄附金	69,891,100
		他会計負担金	697,162,165
		欠損金	1,564,280,203
		当年度未処理欠損金	1,564,280,203
合 計	19,193,395,730	合 計	19,193,395,730

#### 4. 令和5年度予算の概要と事業の経営方針

本年度は、新型コロナウイルス感染症への対応と通常医療との両立を目指して、業務予定量を、入院患者数 90,960 人（1 日平均 249 人）、外来患者数 125,740 人（1 日平均 517 人）、健診者数 13,990 人（1 日平均 50 人）を予定しました。

収益的収支の状況は、総収益で 8,519,793 千円を予定し、主なものとして、入院収益 4,743,377 千円、外来収益 1,823,230 千円、健診収益 357,284 千円、他会計補助金 377,352 千円、他会計負担金 481,856 千円、県補助金 8,605 千円、総費用で 8,771,912 千円を予定し、主なものとして、給与費 4,527,025 千円、材料費 1,396,984 千円、経費 1,616,715 千円、減価償却費 1,008,696 千円としています。

資本的収支の状況は、総収入で 618,258 千円を予定し、主なものとして、他会計負担金 474,224 千円、企業債 100,000 千円、基金繰入金 37,080 千円、総支出で 1,145,392 千円を予定し、器械備品購入としての建設改良費 150,000 千円、企業債償還金 951,358 千円、医師及び看護師奨学金としての投資 37,080 千円、基金積立金 6,954 千円としています。

今後も、新病院建設に伴う企業債償還金、減価償却費のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい病院経営となることが予測されますが、引き続き、医師確保に努めるとともに、救急医療をはじめとする医療体制の充実強化、質の高い医療の提供、地域医療の推進及び病院経営の健全化に取り組んでいきます。

# 令和4年度 下半期伊勢市水道事業の業務状況

## 1 事業の概要

本年度の水道事業は、「伊勢市水道事業ビジョン」に基づき給水の安定及び有収率の向上を目指し効率的な維持管理を行うため、老朽化した設備及び配水本管の更新、下水道工事などに伴う配水本管布設替等の工事を実施するとともに、基幹管路を中心とした耐震化を行いました。

### (1) 業務量について

給水戸数は57,743戸で前年度に比べ99戸増加した一方、給水人口は120,630人で前年度に比べ1,333人減少しました。また、年間配水量は15,980,556 $\text{m}^3$ で前年度に比べ3.58%の減少となり、有収水量は13,887,230 $\text{m}^3$ で前年度に比べ1.26%の減少となり、その結果、有収率は86.9%となりました。

### (2) 財政収支について

財政収支の状況は、収益的収支においては、消費税を除き収入額2,538,587,843円、支出額2,227,912,909円の執行となり、310,674,934円の純利益となりました。

一方、資本的収支においては、収入額745,641,150円、支出額1,751,886,176円の執行となり、建設改良費繰越財源357,500円を除くと、1,006,602,526円の収支不足となりましたが、建設改良積立金、損益勘定留保資金等で補填しました。

また、資本的収支の収入において321,400,000円、支出において460,000,000円を翌年度に繰り越しました。

### (3) 建設改良事業について

送配水管延長は、前年度より4.8km増加し953.7kmとなりました。また、基幹管路耐震化工事及び老朽管更新工事等により9.9kmの更新を行い、その内、6.6kmの耐震化を行いました。その結果、送配水管の耐震化率は21.0%となり、その内、基幹管路の耐震化率は41.6%となりました。

施設については、老朽化に伴う滝倉加圧施設の更新工事を行い、その他の施設・設備についても、計画に基づいた更新を行いました。また、施設の統廃合のため南部配水池を新設する工事を進めました。

以上が本年度における事業の概要であります。

「伊勢市水道事業ビジョン」では、人口減少による給水収益の減少が見込まれる中、老朽化を迎えた管路及び施設・設備の更新や耐震化を行う必要があることから、将来の事業運営が厳しくなると予測しています。

今後も独立採算制の堅持を第一目標とし、経費節減等を行い効率的で健全な事業の運営に努め、水道事業ビジョンの目標である「持続・安全・強靱」の実現を目指し、事業の推進に取り組んでいきます。

## 2 給水状況

### (1) 給水戸数と給水人口

区 分	R4. 3. 31	R5. 3. 31	増 減	前年比 (%)
給水戸数	57,644戸	57,743戸	99戸	100.2
給水人口	121,963人	120,630人	△ 1,333人	98.9

### (2) 給水収益(税込み)

(単位 千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	収 入 率 (%)
給水収益	2,434,486	2,376,783	97.6

### (3) 配水量と有収水量

(単位 m<sup>3</sup>)

区 分	令和3年度	令和4年度	増 減	前年比 (%)
配 水 量	16,573,173	15,980,556	△ 592,617	96.4
有収水量	14,064,360	13,887,230	△ 177,130	98.7
有収率 (%)	84.9	86.9	2.0	—

## 3 職員に関する事項

(単位 人)

区 分	職 員	技能労務職員	会計年度任用職員	計
R4.9.30	(1)	(3)		(4)
	17	17	3	37
R5.3.31	(1)	(3)		(4)
	17	17	3	37

\* ( )は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す。

#### 4 経理の状況

(単位 円)

(1) 令和4年度伊勢市水道事業予算執行状況		令和 4 年 4 月 1 日 から 令和 5 年 3 月 31 日 まで		
区 分	予算額(A)	執行額(B)	予算残額	B/A (%)
(収益的収支)				
水道事業収益	2,755,745,000	2,765,390,972	△ 9,645,972	100.4
営業収益	2,464,085,000	2,471,817,644	△ 7,732,644	100.3
営業外収益	291,660,000	293,573,328	△ 1,913,328	100.7
水道事業費用	2,482,697,000	2,361,723,892	120,973,108	95.1
営業費用	2,350,586,000	2,255,995,117	94,590,883	96.0
営業外費用	122,111,000	105,728,775	16,382,225	86.6
予備費	10,000,000	0	10,000,000	0.0
(資本的収支)				
資本的収入	1,132,756,000	745,641,150	387,114,850	65.8
企業債	634,000,000	431,500,000	202,500,000	68.1
負担金	360,770,000	242,955,955	117,814,045	67.3
他会計補助金	21,949,000	21,948,195	805	100.0
出資金	66,600,000	1,100,000	65,500,000	1.7
補助金	49,437,000	48,137,000	1,300,000	97.4
資本的支出	2,546,241,000	1,751,886,176	794,354,824	68.8
建設改良費	2,160,680,000	1,366,325,416	794,354,584	63.2
償還金	385,561,000	385,560,760	240	100.0

(単位 円)

(2) 令和4年度伊勢市水道事業損益計算書		令和4年4月 1日 から 令和5年3月31日 まで	
		借 方	貸 方
水道事業費用	2,227,912,909	水道事業収益	2,538,587,843
営業費用	2,153,002,068	営業収益	2,248,619,279
原水費	784,310,774	給水収益	2,213,320,870
配水及び給水費	287,973,622	受託工事収益	4,332,500
受託工事費	9,911,146	他会計負担金	12,875,500
総係費	173,261,410	その他営業収益	18,090,409
減価償却費	862,516,784	営業外収益	289,968,564
資産減耗費	35,028,332	受取利息及び配当金	1,626,000
営業外費用	74,910,841	他会計負担金	4,454,408
支払利息及び 企業債取扱諸費	69,191,920	他会計補助金	3,725,853
雑支出	5,718,921	長期前受金戻入	242,882,935
当年度純利益	310,674,934	雑収益	4,844,367
		加入金	32,435,001
合計	2,538,587,843	合計	2,538,587,843

(単位 円)

(3) 令和4年度伊勢市水道事業貸借対照表		令和5年3月31日	
借 方		貸 方	
固 定 資 産	25,705,732,388	固 定 負 債	5,364,662,617
有 形 固 定 資 産	25,452,012,141	企 業 債	5,002,819,559
土 地	1,416,434,401	建設改良等企業債	5,002,819,559
建 物	796,597,564	引 当 金	361,843,058
減価償却累計額	△ 552,318,657	退職給付引当金	205,467,058
構 築 物	39,568,725,177	特別修繕引当金	156,376,000
減価償却累計額	△ 17,248,104,931	流 動 負 債	799,640,366
機 械 及 び 装 置	3,413,382,501	企 業 債	393,454,751
減価償却累計額	△ 2,396,805,545	建設改良等企業債	393,454,751
車 両 運 搬 具	59,860,422	未 払 金	379,213,232
減価償却累計額	△ 49,840,861	貯蔵品購入未払金	1,861,141
工具、器具及び備品	64,677,390	営 業 未 払 金	117,555,624
減価償却累計額	△ 49,456,441	そ の 他 未 払 金	259,796,467
建設仮勘定	428,861,121	預 り 金	6,109,359
無 形 固 定 資 産	53,720,247	預 り 金	6,109,359
施設利用権	49,367,159	引 当 金	20,863,024
ソフトウェア	4,353,088	賞 与 引 当 金	17,447,049
投資その他の資産	200,000,000	法定福利費引当金	3,415,975
投資有価証券	200,000,000	繰 延 収 益	5,343,743,664
流 動 資 産	2,821,992,074	長 期 前 受 金	11,876,090,636
現 金 預 金	2,589,064,216	長 期 前 受 金	11,876,090,636
現 金	60,000	長期前受金収益化累計額	△ 6,532,346,972
預 金	2,589,004,216	長期前受金収益化累計額	△ 6,532,346,972
未 収 金	277,080,703	資 本 金	16,352,696,041
営 業 未 収 金	168,487,271	資 本 金	16,352,696,041
営 業 外 未 収 金	9,572,579	固 有 資 本 金	33,622,511
そ の 他 未 収 金	99,020,853	繰 入 資 本 金	1,538,970,100
貸 倒 引 当 金	△ 83,514,773	組 入 資 本 金	14,780,103,430
貸 倒 引 当 金	△ 83,514,773	剰 余 金	666,981,774
貯 蔵 品	39,361,928	資 本 剰 余 金	23,129,245
原 材 料	39,361,928	受 贈 財 産 評 価 額	23,129,245
		利 益 剰 余 金	643,852,529
		当年度未処分利益剰余金	643,852,529
合 計	28,527,724,462	合 計	28,527,724,462

## 5 令和5年度予算の概要と事業運営方針

本年度の水道事業は、安定給水の確保と有収率の向上を図り効率的な維持管理を行うため、老朽管の布設替工事、下水道工事等に伴う配水本管布設替工事、基幹管路の耐震化、配水池の新設及び水源地施設の更新による配水機能の強化及び庁舎建設事業を予定しています。

事業運営面では、給水戸数58,203戸を予定し、年間総給水量においては15,733千 $\text{m}^3$ を予定しています。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして消費税込みで、水道料金等の営業収益2,448,007千円、長期前受金戻入等の営業外収益298,715千円を合わせた水道事業収益2,746,722千円に対しまして、事業運営に必要な職員給与、施設の維持管理費及び減価償却費等の営業費用2,454,126千円、企業債利息等の営業外費用120,681千円、予備費10,000千円を合わせて水道事業費用2,584,807千円を見込み、その結果、差引き消費税を除きますと、100,516千円の純利益が生じる見込みです。

資本的収支におきましては、収入については、企業債547,000千円、負担金197,183千円、他会計補助金22,293千円、出資金74,000千円及び補助金52,000千円を合わせて資本的収入892,476千円を予定しています。支出については、送配水管施設の新設及び更新、老朽管更新、基幹管路の耐震化、配水池の新設、庁舎建設等建設改良費1,691,330千円、企業債償還金400,795千円を合わせて資本的支出2,092,125千円を予定しています。以上の結果、資本的収支におきまして1,199,649千円の不足となる予定ですが、過年度分損益勘定留保資金等で補填する見込みです。

今後の運営は、人口減少による給水収益の減少が見込まれる中、老朽化を迎えた管路及び施設・設備の耐震化や更新を行う必要があることから、将来の事業運営は厳しい状況ではありますが、「水道事業ビジョン」の目標である「持続・安全・強靱」の実現を目指し、事業の推進に取り組んでいきます。

# 令和4年度 下半期伊勢市下水道事業の業務状況

## 1 事業の概要

本年度の下水道事業は、生活環境の改善や河川等公共用水域の水質保全を図るための汚水整備事業並びに浸水の防除を行う雨水整備事業を計画的に実施しました。

### (1) 業務量及び普及状況について

業務量は、有収水量6,935,617 $\text{m}^3$ で前年度に比べ134,401 $\text{m}^3$ 増加した一方、処理水量6,773,883 $\text{m}^3$ で前年度に比べ38,771 $\text{m}^3$ 減少しました。普及状況については、処理区域面積は1,971.8ha、処理区域内人口は73,082人で前年度に比べそれぞれ、57.5ha、1,749人増加し、普及率は60.3%となりました。また、水洗化人口は61,134人で前年度に比べ1,691人増加し、水洗化率は83.7%となりました。

### (2) 財政収支について

財政収支の状況は、収益的収支においては、消費税を除き収入額3,871,340,422円、支出額3,514,551,447円の執行となり、356,788,975円の純利益となりました。

一方、資本的収支においては、収入額3,993,924,600円、支出額5,478,795,458円の執行となり、1,484,870,858円の収支不足となりましたが、減債積立金、損益勘定留保資金等で補填しました。

また、資本的収支の収入において1,639,900,000円、支出において1,710,000,000円を翌年度に繰り越しました。

### (3) 建設改良事業及び整備状況について

下水道の整備については、流域関連公共下水道の第4期事業及び第5期事業にかかる汚水幹線築造及び管渠の面整備工事等を行いました。雨水対策としては、勢田川流域等浸水対策実行計画及び下水道ストックマネジメント計画に基づき計画的に事業を進めました。

汚水整備事業は、流域関連公共下水道区域において汚水管渠を10,330m、マンホールポンプを8箇所整備し、宇治・中村特定環境保全公共下水道区域においては、汚水管渠を8m整備し、汚水管渠布設延長は、合計で486,102mとなりました。

雨水整備事業は、黒瀬ポンプ場ポンプ増設工事を進めるとともに、桧尻第2排水区雨水幹線排水路整備の実施設計を行いました。

下水道の施設管理については、吹上ポンプ場他2施設の機械・電気設備の更新工事等を行いました。

以上が本年度における事業の概要であります。

今後も安全で快適な生活環境を実現するため、汚水事業では、事業計画に基づき供用区域の拡大を図り、水洗化の促進による下水道使用料の増収、業務の効率化及び経費節減に取り組むとともに、雨水事業では、勢田川流域等浸水対策実行計画に基づき雨水ポンプ場・雨水幹線の整備を進めていきます。

## 2 下水道普及率

行政区域内人口 (A)	処理区域内人口 (B)	普及率 (B/A)
121,222人	73,082人	60.3%

## 3 職員に関する事項

(単位 人)

区 分	職員	技能労務職員	会計年度任用職員	計
R4.9.30	30	5	7	42
R5.3.31	30	5	7	42

## 4 経理の状況

(単位 円)

(1) 令和4年度伊勢市下水道事業予算執行状況		令和 4 年 4 月 1 日 から 令和 5 年 3 月 31 日 まで		
区 分	予算額(A)	執行額(B)	予算残額	B/A (%)
(収益的収支)				
下水道事業収益	4,142,724,000	4,102,013,197	40,710,803	99.0
営業収益	1,522,422,000	1,483,734,956	38,687,044	97.5
営業外収益	2,527,226,000	2,525,201,835	2,024,165	99.9
特別利益	93,076,000	93,076,406	△ 406	100.0
下水道事業費用	3,709,499,000	3,579,135,149	130,363,851	96.5
営業費用	3,240,286,000	3,122,954,803	117,331,197	96.4
営業外費用	459,213,000	456,180,346	3,032,654	99.3
予備費	10,000,000	0	10,000,000	0.0
(資本的収支)				
資本的収入	5,795,625,000	3,993,924,600	1,801,700,400	68.9
企業債	3,462,700,000	2,273,400,000	1,189,300,000	65.7
負担金	323,800,000	314,399,600	9,400,400	97.1
国庫補助金	2,009,125,000	1,406,125,000	603,000,000	70.0
資本的支出	7,404,403,000	5,478,795,458	1,925,607,542	74.0
建設改良費	5,635,491,000	3,711,298,783	1,924,192,217	65.9
企業債償還金	1,767,412,000	1,767,410,875	1,125	100.0
諸支出金	1,500,000	85,800	1,414,200	5.7

(単位 円)

(2) 令和4年度伊勢市下水道事業損益計算書		令和 4 年 4 月 1 日 から 令和 5 年 3 月 31 日 まで	
		借 方	貸 方
下水道事業費用	3,514,551,447	下水道事業収益	3,871,340,422
営業費用	3,034,778,322	営業収益	1,378,660,050
汚水管渠費	64,970,428	下水道使用料	1,046,535,792
雨水管渠費	4,845,121	他会計負担金	327,438,000
流域下水道 維持管理負担金	557,490,297	受託工事収益	3,353,000
ポンプ場費	110,985,798	その他営業収益	1,333,258
処理場費	86,116,144	営業外収益	2,407,823,419
普及促進費	44,618,621	他会計負担金	1,073,361,000
業務費	103,485,008	他会計補助金	376,081,000
総係費	120,813,677	国庫補助金	300,000
受託工事費	3,353,000	県補助金	313,000
汚水減価償却費	1,437,962,377	長期前受金戻入	956,528,898
雨水減価償却費	418,293,834	雑収益	1,239,521
資産減耗費	81,844,017	特別利益	84,856,953
営業外費用	479,773,125	過年度損益修正益	84,856,953
支払利息及び 企業債取扱諸費	453,519,457		
雑支出	26,253,668		
当年度純利益	356,788,975		
合計	3,871,340,422	合計	3,871,340,422

(単位 円)

(3) 令和4年度伊勢市下水道事業貸借対照表		令和5年3月31日	
借 方		貸 方	
固 定 資 産	72,016,873,321	固 定 負 債	31,976,774,763
汚 水 有 形 固 定 資 産	53,014,183,810	企 業 債	31,715,181,148
土 地	367,464,507	建 設 改 良 等 企 業 債	31,715,181,148
立 木	3,119,863	引 当 金	261,593,615
建 物	1,188,020,172	退 職 給 付 引 当 金	261,593,615
減 価 償 却 累 計 額	△ 577,799,196	流 動 負 債	2,975,774,029
構 築 物	65,076,651,600	企 業 債	1,846,319,955
減 価 償 却 累 計 額	△ 14,887,664,888	建 設 改 良 等 企 業 債	1,846,319,955
機 械 及 び 装 置	3,279,582,214	未 払 金	1,097,899,124
減 価 償 却 累 計 額	△ 2,377,070,946	営 業 未 払 金	263,607,529
車 両 運 搬 具	7,541,438	そ の 他 未 払 金	834,291,595
減 価 償 却 累 計 額	△ 7,105,962	預 り 金	9,835,489
工 具、器 具 及 び 備 品	27,185,376	預 り 金	9,835,489
減 価 償 却 累 計 額	△ 23,994,007	引 当 金	21,719,461
建 設 仮 勘 定	938,253,639	賞 与 引 当 金	18,153,308
雨 水 有 形 固 定 資 産	11,061,934,669	法 定 福 利 費 引 当 金	3,566,153
土 地	1,026,091,801	繰 延 収 益	29,858,263,919
建 物	2,711,652,717	長 期 前 受 金	43,447,527,441
減 価 償 却 累 計 額	△ 915,991,431	長 期 前 受 金	43,447,527,441
構 築 物	6,783,664,830	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	△ 13,589,263,522
減 価 償 却 累 計 額	△ 2,180,727,044	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	△ 13,589,263,522
機 械 及 び 装 置	6,100,880,806	資 本 金	7,852,384,719
減 価 償 却 累 計 額	△ 2,955,729,382	資 本 金	7,852,384,719
工 具、器 具 及 び 備 品	3,771,849	固 有 資 本 金	5,302,967,247
減 価 償 却 累 計 額	△ 3,394,665	組 入 資 本 金	2,549,417,472
建 設 仮 勘 定	491,715,188	剰 余 金	1,421,331,166
汚 水 無 形 固 定 資 産	7,940,754,842	資 本 剰 余 金	766,346,408
流 域 下 水 道 施 設 利 用 権	7,936,228,212	受 贈 財 産 評 価 額	138,083,020
電 話 加 入 権	75,000	他 会 計 負 担 金	282,198,153
ソ フ ト ウ ェ ア	4,451,630	周 辺 環 境 整 備 事 業 負 担 金	53,565,180
流 動 資 産	2,067,655,275	補 助 金	216,649,080
現 金 預 金	1,719,227,141	そ の 他 資 本 剰 余 金	75,850,975
現 金	100,000	利 益 剰 余 金	654,984,758
預 金	1,719,127,141	当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	654,984,758
未 収 金	356,037,898		
営 業 未 収 金	214,568,447		
営 業 外 未 収 金	118,202,297		
そ の 他 未 収 金	23,267,154		

(単位 円)

(3) 令和4年度伊勢市下水道事業貸借対照表		令和5年3月31日	
借 方		貸 方	
貸 倒 引 当 金	△ 7,609,764		
貸 倒 引 当 金	△ 7,609,764		
合 計	74,084,528,596	合 計	74,084,528,596

## 5 令和5年度予算の概要と事業運営方針

本年度の下水道事業につきまして、現在の下水道への接続実績と流域関連公共下水道の供用区域拡大に伴う新規接続見込みを勘案し、排水戸数を28,152戸、年間総排水量を7,265千 $m^3$ 、一日平均排水量を19,904 $m^3$ と予定しています。

主な建設改良事業としましては、汚水管渠敷設事業、汚水管渠更新事業、処理場更新事業、雨水管渠敷設事業、ポンプ場築造事業、ポンプ場更新事業及び庁舎建設事業を予定しています。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして消費税込みで、収入については下水道使用料等の営業収益1,541,455千円、他会計負担金、他会計補助金及び長期前受金戻入等の営業外収益2,548,809千円、特別利益486,620千円を合わせて下水道事業収益4,576,884千円を予定しています。支出については、事業運営に必要な職員給与、施設の維持管理費及び減価償却費等の営業費用3,216,148千円、企業債利息等の営業外費用445,931千円、特別損失850,889千円及び予備費10,000千円を合わせて下水道事業費用4,522,968千円を予定しています。その結果、差引き消費税を除きますと161,538千円の純損失が生じる見込みです。

資本的収支におきましては、収入については流域関連公共下水道事業費等に伴う企業債2,801,300千円、他会計負担金及び受益者負担金等の負担金369,419千円、国庫補助金1,256,500千円を合わせて資本的収入4,427,219千円を予定しています。支出については、年次計画に基づく流域関連公共下水道整備区域の汚水管渠整備、雨水管渠及びポンプ場の整備や更新、庁舎建設、流域下水道建設負担金等建設改良費4,161,570千円、企業債償還金1,846,321千円及び諸支出金1,500千円を合わせて資本的支出6,009,391千円を予定しています。以上の結果、資本的収支におきまして1,582,172千円の不足となる予定ですが、過年度分損益勘定留保資金等で補填する見込みです。

今後の運営は、流域関連公共下水道事業計画の推進と供用を開始した施設の維持管理等を抱え事業財政は厳しい状況であります。水洗化の促進による下水道使用料の増収を図りながら経費節減を行い効率的な事業運営に努め、市民サービスの向上、住環境の改善、公共用水域の水質保全に取り組んでいきます。

伊勢市告示第 134 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 6 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 5 年 5 月 25 日 午前 9 時	明野駅南駐輪場 (伊勢市小俣町明野地内)	8 台
〃	令和 5 年 5 月 25 日 午前 10 時 30 分	明野駅西駐輪場 (伊勢市小俣町明野地内)	8 台
〃	〃	明野駅東駐輪場 (伊勢市小俣町明野地内)	3 台
〃	令和 5 年 5 月 25 日 午後 1 時 30 分	小俣駅高架下駐輪場 (伊勢市小俣町元町地内)	2 台
〃	〃	小俣駅西駐輪場 (伊勢市小俣町元町地内)	1 台
〃	〃	小俣駅東駐輪場 (伊勢市小俣町元町地内)	9 台
計			31 台

## 2 保管場所

自転車等保管場所（伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御薊町高向地内）

## 3 保管期間

告示の日から60日間

## 4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

## 5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

## 伊勢市告示第 135 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、西区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 5 年 6 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 区域

#### 変更前

二見町大字西 29 番地から 84 番地、86 番地から 87 番地、153 番地から 324 番地、365 番地の 1 から 374 番地の 4、386 番地から 750 番地の 1、751 番地の 1、764 番地から 988 番地の 1、994 番地から 995 番地、1004 番地の 1 から 1004 番地の 13、1004 番地の 16、1004 番地の 95、1004 番地の 97、1004 番地の 121、1004 番地 124、1004 番地の 129、1004 番地の 130、1004 番地の 139、1004 番地の 166、1016 番地の 2、1017 番地から 1017 番地の 403、1095 番地の 7 から 1095 番地の 23、1095 番地の 26 から 1095 番地の 28、1095 番地の 32 から 1095 番地の 34、1095 番地の 48、1095 番地の 79 から 1095 番地の 89、1095 番地の 97 から 1095 番地の 99、1095 番地の 103、1095 番地の 128、1095 番地の 130 から 1095 番地の 131、1095 番地の 145 から 2178 番地、2180 番地から 2262 番地までの区域

#### 変更後

伊勢市二見町西 29 番地から 84 番地まで、86 番地から 87 番地まで、

153 番地から 324 番地まで、365 番地 1 から 374 番地 5 まで、386 番地から 750 番地 1 まで、751 番地 1、764 番地から 988 番地 1 まで、994 番地から 995 番地まで、1004 番地 1 から 1004 番地 13 まで、1004 番地 16、1004 番地 95、1004 番地 97、1004 番地 121、1004 番地 124、1004 番地 129、1004 番地 130、1004 番地 139、1004 番地 166、1016 番地 2、1017 番地から 1017 番地 405 まで、1095 番地 7 から 1095 番地 23 まで、1095 番地 26 から 1095 番地 28 まで、1095 番地 32 から 1095 番地 34 まで、1095 番地 48、1095 番地 79 から 1095 番地 89 まで、1095 番地 97 から 1095 番地 99 まで、1095 番地 103、1095 番地 128、1095 番地 130 から 1095 番地 131 まで、1095 番地 145 から 2178 番地まで、2180 番地から 2262 番地までの区域とする。

## 2 主たる事務所

変更前

二見町大字西 866 番地

変更後

本会の事務所は、伊勢市二見町西 866 番地、西コミュニティセンターに置く。

## 3 規約に定める解散の事由

変更前

地方自治法第 260 条の 2 第 15 項において準用する民法第 68 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定による場合並びに総会において総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得た場合

変更後

- (1) 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。
- (2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

伊勢市告示第 136 号

地籍調査の実施について

国土調査法（昭和26年法律第 180 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により、地籍調査を実施するので、同法第 7 条の規定により、次のとおり告示します。

令和 5 年 6 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 事業計画が定められた年月日

令和 5 年 4 月 28 日

2 調査を実施する者の名称

伊勢市

3 調査地域

二見町 1 及び神久 4 ①

4 調査期間

令和 5 年 6 月 20 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第 137 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
櫛樟尾会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定によ  
り告示します。

令和 5 年 6 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 泉 一 嘉

伊勢市楠部町 1820 番地

変更後 西 世 古 悌 治

伊勢市楠部町 2059 番地

伊勢市告示第 138 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
矢持町上村区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10  
項の規定により告示します。

令和 5 年 6 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

代表者の氏名	代表者の住所	就任日
奥 山 良 弘	伊勢市矢持町上村 310 番地	平成 28 年 4 月 1 日
中 西 喜 也	伊勢市矢持町上村 54 番地	平成 29 年 4 月 1 日
奥 山 勝 正	伊勢市矢持町上村 65 番地	平成 30 年 4 月 1 日
奥 山 良 弘	伊勢市矢持町上村 310 番地	平成 31 年 4 月 1 日
中 西 喜 也	伊勢市矢持町上村 54 番地	令和 2 年 4 月 1 日
奥 山 勝 正	伊勢市矢持町上村 65 番地	令和 3 年 4 月 1 日
中 西 喜 也	伊勢市矢持町上村 54 番地	令和 4 年 4 月 1 日

伊勢市公告第 38 号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。

なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収納推進課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

令和 5 年 6 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公 売 財 産	別紙「公売財産概要書」のとおり	
公 売 方 法	期間入札	
公売の 日 時	公売参加 申込期間	令和 5 年 7 月 21 日（金）13 時 00 分から 令和 5 年 7 月 31 日（月）23 時 00 分まで
	入札期間	令和 5 年 8 月 7 日（月）13 時 00 分から 令和 5 年 8 月 14 日（月）13 時 00 分まで
公 売 の 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上	
売却決定期日	令和 5 年 9 月 4 日（月）13 時 00 分	
売却決定の場所	伊勢市総務部収納推進課	
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	令和 5 年 9 月 4 日（月）14 時 30 分まで	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第 92 条及び第 108 条に該当する者を除きます。	
見 積 価 額	490,000 円	
公 売 保 証 金	50,000 円	
そ の 他	「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。	
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		

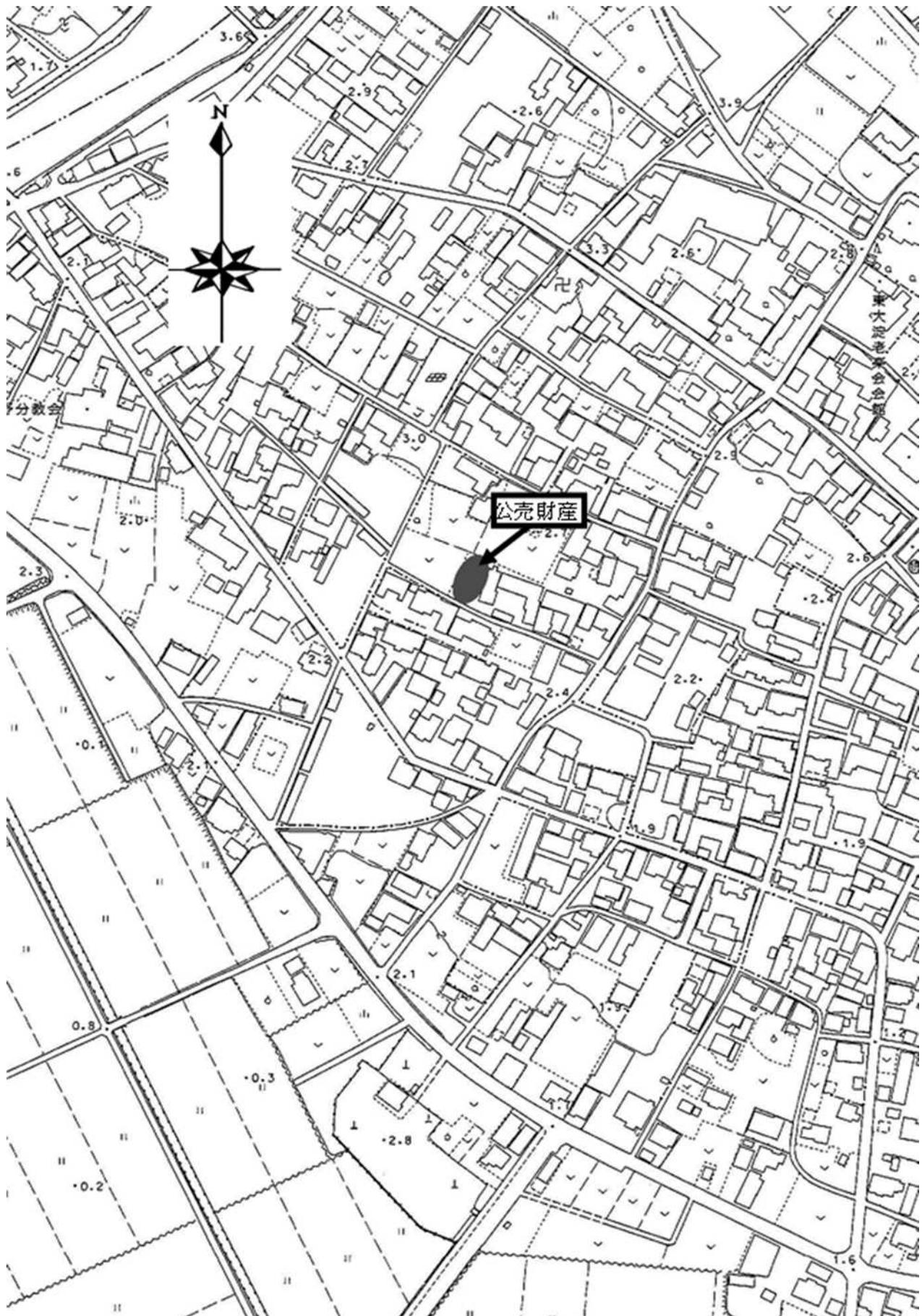
## 公 売 財 産 概 要 書

売却 区分 番号	S 5 - 2
公 売 財 産 の 表 示	<p>(土地の表示)</p> <p>1 所 在 伊勢市東大淀町字西ノ山</p> <p>地 番 151 番 2</p> <p>地 目 宅地</p> <p>地 積 287.83 m<sup>2</sup></p>
見積 価額	490,000 円
公売 保証 金	50,000 円
公 売 条 件 等	<p>1 地目・地積は登記簿による。</p> <p>2 境界については隣接土地所有者と協議すること。</p> <p>3 公売財産は、大堀川河口付近右岸隣接の臨海部にあつて、主要地方道伊勢松阪線を直接主幹となす東大淀地区農漁家集落地域に所在する。</p> <p>4 公売財産は、令和2年6月29日現在、雑種地として利用されている。</p> <p>5 公売財産は南西側で公道（建築基準法第42条2項道路・幅員約2.0m・舗装）に接する。</p> <p>6 上水道引込みあり</p> <p>7 公売財産の南端中央～西部に中部電力パワーグリッド株式会社所有の電柱（支線あり）が1本所在する。</p> <p>8 津波浸水予測区域内 （三重県 ハザードマップ（災害予測図）一覧 津波浸水予測図平成25年度版）</p> <p>9 都市計画法 非線引都市計画区域 用途無指定 指定建ぺい率 60% 指定容積率 200% 特定用途制限地域（第二種田園・集落地区）</p> <p>10 消費税及び地方消費税については非課税財産である。</p>

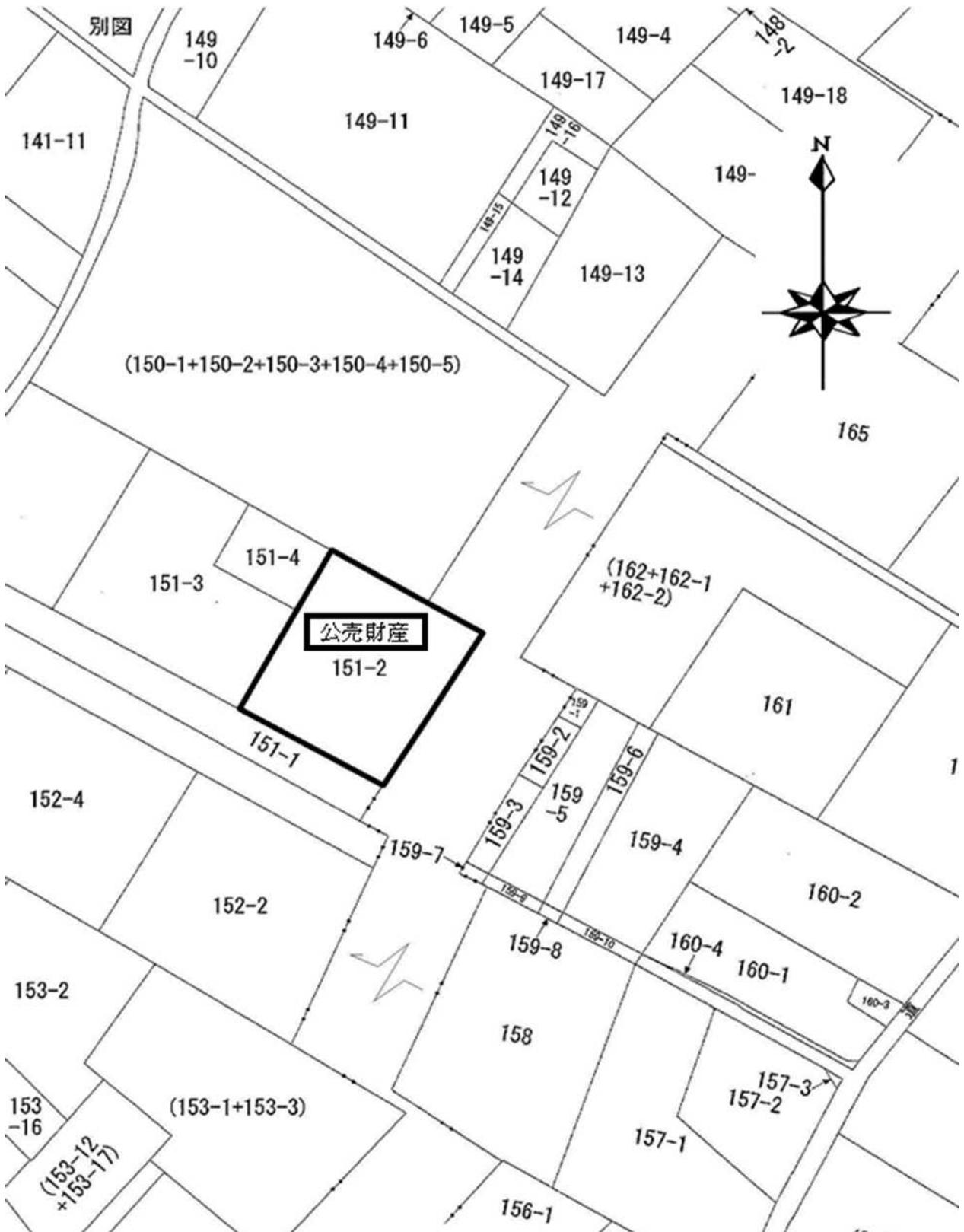


売却区分番号 S5-2

所在図



売却区分番号 S5-2  
土地参考図 (公図集合)







伊勢市公告第 39 号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。

なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収納推進課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

令和 5 年 6 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公 売 財 産	別紙「公売財産概要書」のとおり	
公 売 方 法	期間入札	
公売の 日 時	公売参加 申込期間	令和 5 年 7 月 21 日（金）13 時 00 分から 令和 5 年 7 月 31 日（月）23 時 00 分まで
	入札期間	令和 5 年 8 月 7 日（月）13 時 00 分から 令和 5 年 8 月 14 日（月）13 時 00 分まで
公 売 の 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上	
売却決定期日	令和 5 年 9 月 4 日（月）13 時 00 分	
売却決定の場所	伊勢市総務部収納推進課	
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	令和 5 年 9 月 4 日（月）14 時 30 分まで	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第 92 条及び第 108 条に該当する者を除きます。	
見 積 価 額	2,910,000 円	
公 売 保 証 金	300,000 円	
そ の 他	「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。	
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		

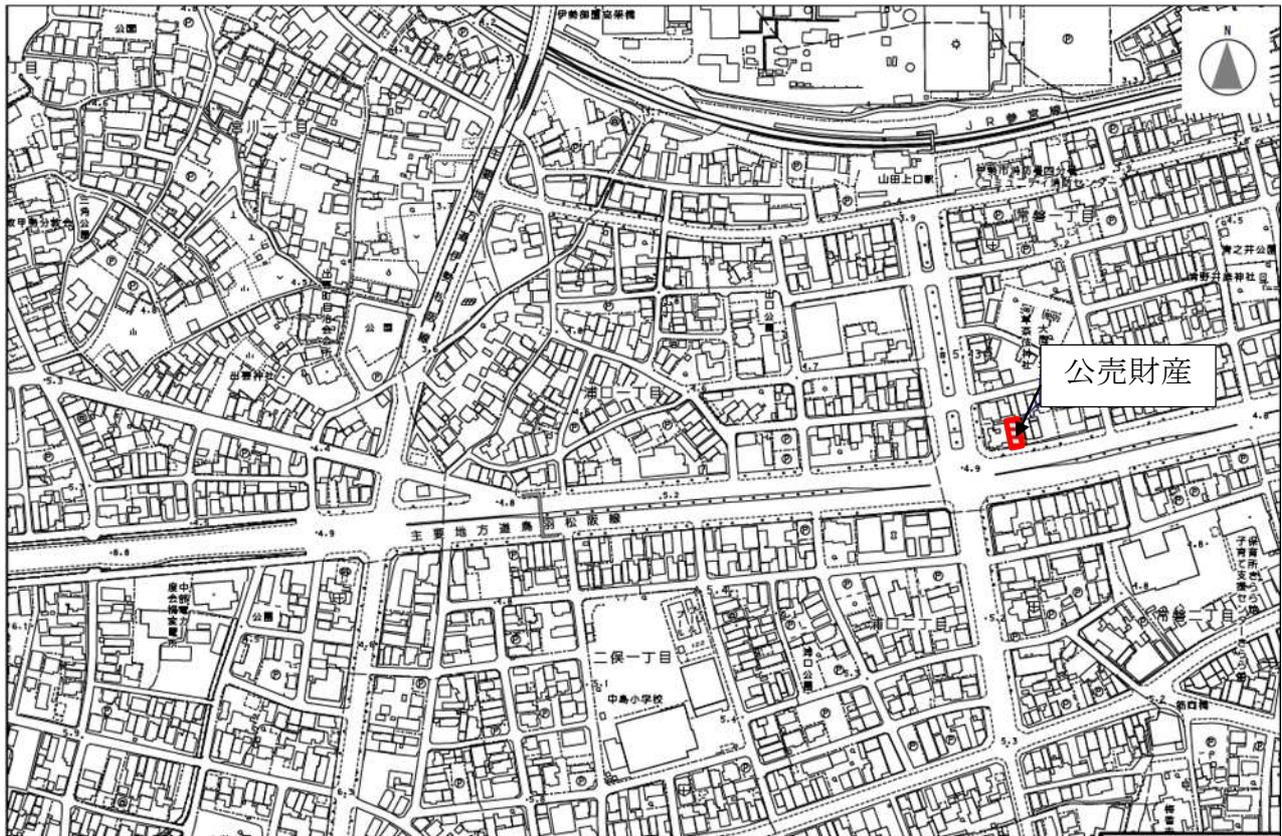
## 公 売 財 産 概 要 書

売却 区分 番号	S 5 - 1
公 売 財 産 の 表 示	<p>(土地の表示)</p> <p>1 所 在 伊勢市常磐 1 丁目 地 番 1250 番 地 目 宅地 地 積 106.03 m<sup>2</sup></p> <p>(建物の表示)</p> <p>2 所 在 伊勢市常磐町 535 番地 家屋番号 535 番の 2 種 類 居宅・物置 構 造 木造瓦・スレート葺 2 階建 床 面 積 1 階 72.95 m<sup>2</sup> 2 階 19.83 m<sup>2</sup></p>
見積 価額	2,910,000 円
公売 保証 金	300,000 円
公 売 条 件 等	<p>1 上記公売財産を一括売却する。</p> <p>2 地目は現況、地積は登記簿による。</p> <p>3 境界については隣接土地所有者と協議すること。</p> <p>4 建物の種類・構造は現況、床面積は課税資料による。 登記簿上の建築年月日は、不詳であるが、課税資料上の建築年は、次のとおりである。 課税資料上の建築年 居宅部分昭和 21 年 物置部分昭和 31 年</p> <p>5 公売財産は、JR 参宮線「山田上口」駅の南方約 200m（道路距離）にある主要地方道鳥羽松阪線沿いの既成商業地域に所在する。</p> <p>6 公売財産は、令和 4 年 8 月 17 日現在、所有者の居住はないが、動産類が置かれている。</p> <p>7 公売財産は、南側で県道（有効幅員約 36m・うち両側歩道約 10m・舗装）に接面する。</p> <p>8 公売財産 2 の 1 階部分は、居宅部分と物置部分から構成されており、物置部分は、居宅部分に付合している。</p> <p>9 公売財産 1 と隣接境界付近の一部にはコンクリートブロックが設置されており、敷地の南側部分は、コンクリート舗装がされているほか、植栽が見られる。</p>

- 10 都市計画法 非線引都市計画区域（近隣商業地域）  
指定建蔽率 80% 指定容積率 300%  
準防火地域  
伊勢市景観計画 景観計画区域（沿道景観形成地区）  
伊勢市立地適正化計画 都市機能誘導区域内・居住誘導区域内
- 11 消費税及び地方消費税は混在財産である。

売却区分番号 S5-1

所在図



所在図 (拡大)



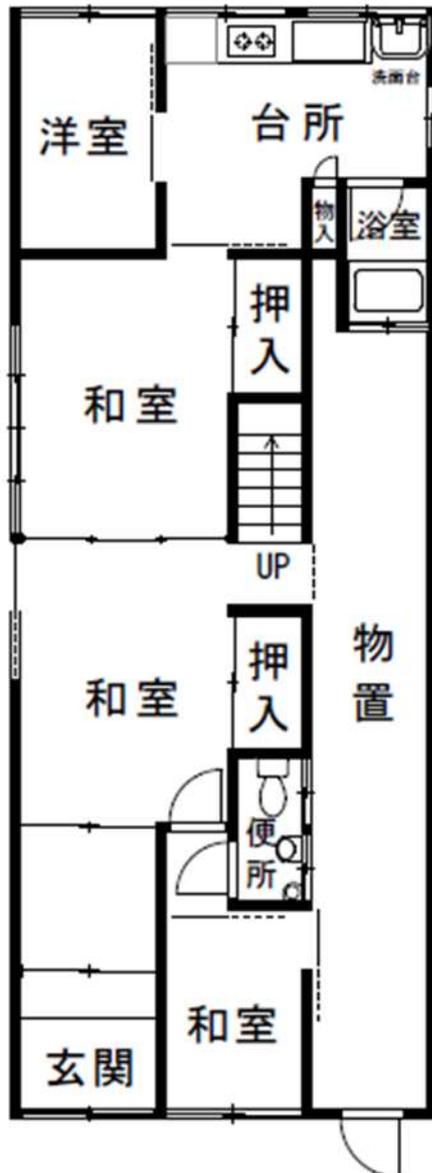
売却区分番号 S5-1  
土地参考図（公図集合）



2階



1階





対象不動産遠景・前面道路



対象不動産遠景・前面道路



公売財産

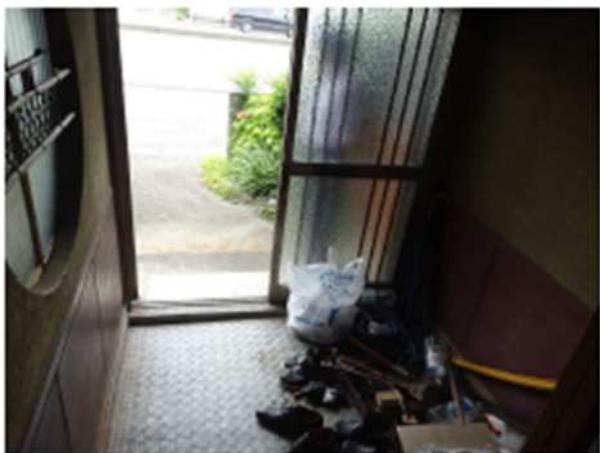
対象不動産全景



公売財産 2  
(建物)

公売財産 1  
(土地)

対象不動産近景



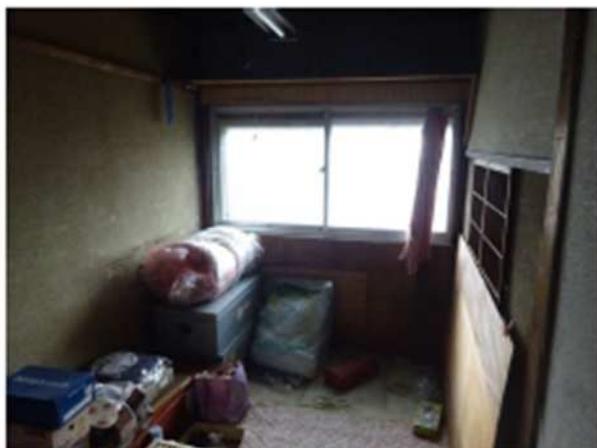
玄関



1階和室



1階和室



1階和室



1階洋室



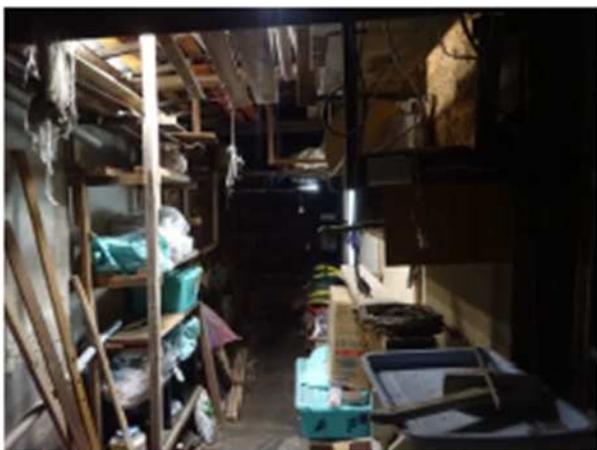
1階台所



1階浴室



1階便所



1階物置



2階



2階洋室



バルコニー

伊勢市消防本部公告第1号

伊勢市火災予防条例第42条の2の規定により、多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして指定した催しを次のとおり公告する。

令和5年6月30日

伊勢市消防長 堀江 武

- 1 指定催しの会場  
伊勢市宮川河畔（度会橋上流）（別紙）
- 2 指定催しの名称  
第71回伊勢神宮奉納全国花火大会
- 3 主催者  
伊勢神宮奉納全国花火大会委員会  
会長 伊勢市長 鈴木 健一

「別紙」は省略し、伊勢市消防本部予防課に備え置いて縦覧に供します。